

平成26年度 煙火保安連絡会議

平成27年2月3日
沖縄県商工労働部産業政策課

1 安全な煙火消費に対する心構え

(1) 主催者には煙火消費を安全に実施するため自主保安や各種の義務が課せられます。

- ・主催者は、煙火の消費者となるため、火薬類取締法令及び沖縄県が定める手続きを行う必要があるが、その手続きは打揚げ業者に全て任せるのではなく、主催者が主体的に行うこと。
- ・主催者は、煙火消費にあたって、火薬類取締法令に基づく技術上の基準および沖縄県が定める基準を遵守することはもちろん、安全な煙火の消費を最優先とした自主保安に努めること。

1 安全な煙火消費に対する心構え

- ・ 強風（風速10m以上）や落雷の危険性、その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合や事故等が発生した場合は、打揚げ業者と協議し、煙火消費の中断又は中止の判断を適切に行うこと。
- ・ 打揚げ終了後は、速やかに未着火煙火及び黒玉の搜索を打揚げ業者に依頼し、搜索が終了するまでは、関係者以外の立入禁止区域の解除はしないこと。
- ・ 未着火煙火及び黒玉が発生した場合は、速やかに沖縄県に報告すること。
- ・ 火薬類の消費に際し、災害が発生した場合は、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届出るとともに、沖縄県商工労働部産業政策課に報告すること。

1 安全な煙火消費に対する心構え

(2) 打揚げ業者は、専門家として煙火の消費に対し、主催者を助け、技術面の助言を行うとともに、基準に従い安全かつ適正に煙火消費を行うこと。

- ・ 主催者から煙火消費の相談を受けた場合は、必ず現地調査を実施し、地形や保安距離など付近の状況等を把握した上で、主催者に煙火消費の概要を提示すること。
- ・ 安全確保の観点から、煙火消費の基準について、主催者に対し十分説明し理解を求めること。
- ・ 予算に見合った適切な規模の煙火消費計画を策定し、主催者の無理な要望に安易に応じないこと。

1 安全な煙火消費に対する心構え

- ・ 煙火の消費場所付近の見取図を作成する際は、煙火の配置・保安距離など正確な寸法・位置を図示すること。
- ・ 煙火消費計画書に記載した作業従事者以外の者に打揚げ作業に従事させないこと。
- ・ 作業従事者は、腕章等を付け外部から容易に識別できるようにするとともに、煙火の消費中は、ヘルメットを着用する等安全対策を講ずること。
- ・ 煙火の準備作業中や消費中に、関係者以外の者が立入禁止区域に入った場合には、作業を中断すること。
- ・ 煙火消費保安手帳の規程に従い、安全確保の徹底を図ること。

2 煙火消費に係る手続き

(1) 火薬類取締法（煙火関係抜粋）

法第1条（目的）

この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

法第25条（消費）

がん具煙火のみを消費する場合は、適用除外。

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、信号、鑑賞の用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合は、この限りでない。

2 煙火消費に係る手続き

法第26条（技術上の基準）

火薬類の爆発又は燃焼は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

法第46条（事故届等）

火薬類を取り扱う者は、事故・盗難等があった場合は、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届出なければならない。なお、都道府県知事は、事故の内容について報告をさせることができる。

報告先は、沖縄県商工労働部産業政策課
又は沖縄県宮古事務所、沖縄県八重山事務所

2 煙火消費に係る手続き

(2) 火薬類取締法施行規則（煙火関係抜粋）

規則第48条（消費の許可申請）

法第25条の規定による火薬類の消費の許可を受けようとする者は、火薬類消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて消費地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

規則第49条（無許可消費数量）

法第25条ただし書きの規定により、本条記載数量以下の火薬類は、無許可で消費することができる。

⇒詳細は、「煙火消費許可申請の手引き」参照

注意：無許可消費についても、法令の消費の基準を遵守すること。

2 煙火消費に係る手続き

規則第56条の4（煙火の消費）※抜粋

- 一 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
- 六 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。
- 七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。
- 2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。
- 4 煙火（手筒煙火を除く。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

2 煙火消費に係る手続き

規則第56条の4（煙火の消費）つづき

- 一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
- 二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
- 五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。

2 煙火消費に係る手続き

規則第56条の4（煙火の消費）つづき

十 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内
に關係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険
がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十五 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、

イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れ、

ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を
注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、
煙火を取り出すこと。

十六 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水
に浸す等の適切な措置を講ずること。

2 煙火消費に係る手続き

(2) 煙火消費許可申請の手引き

(3) 煙火消費の許可基準（沖縄県の独自基準）

⇒別添資料により、説明

(4) その他関係法令の手続き

・ 火災予防条例に基づく届出

⇒消費地を管轄する消防本部

・ 航空法に基づく通報

⇒那覇空港事務所

・ 港則法に基づく許可申請

⇒第十一管区海上保安本部 など

3 煙火消費による事故について

(1) 事故の定義

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱い中に発生した火薬類の爆発等によって生じるもの。

- ・ A級事故

死者5名以上、死者・重傷者合わせて10名以上または5億円以上の物的損害を伴うもの 等

- ・ B級事故

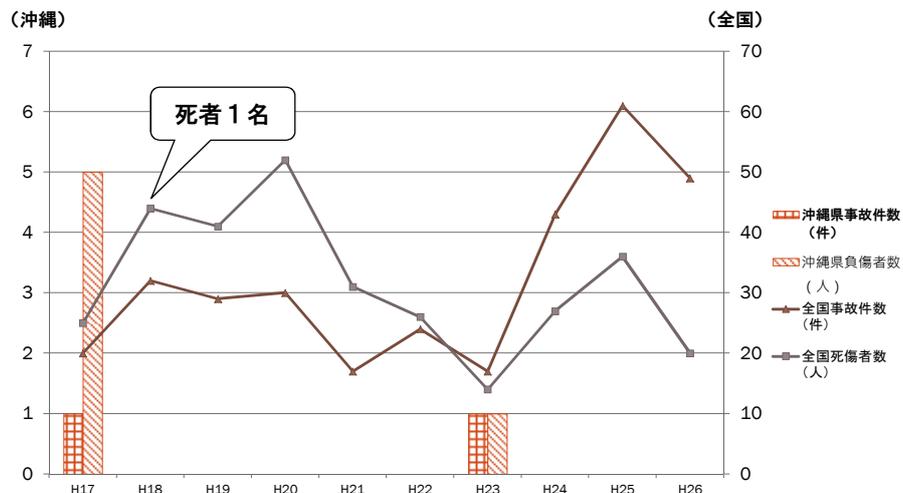
死者1～4名、負傷者6～29名以下または1億～5億円未満の物的損害を伴うもの 等

- ・ C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

3 煙火消費による事故について

(2) 煙火消費中の事故件数の推移



3 煙火消費による事故について

(3) 事故事例

①平成26年8月2日（福島県）

【事故の概要と原因（推定）】

煙火の打揚げが終了したため点火小屋から出たが、実際は玉が一つ打ち揚がっておらず、それが筒内で爆発しその筒の破片が従業者に当たり負傷。

打揚げの衝撃により、黒色系火薬が破損し筒内でアルミニウム材に着火してしまったことが爆発の原因と推測される。

【被害状況】

重傷者 1名

3 煙火消費による事故について

(3) 事故事例

②平成26年8月6日（鳥取県）

【事故の概要と原因（推定）】

手付け（導火線にガスバーナーで点火）による打揚げの際、作業員が導火線に点火しようとしたとき、点火済みであった手前側10連発の最後の1発が発射され当該筒上にあつた作業員の右上腕部が煙火玉接触し負傷。

作業員の不注意と打揚げ筒の配置に問題あり。

【被害状況】

重傷者 1名

3 煙火消費による事故について

(3) 事故事例

③平成26年7月12日（愛媛県）

【事故の概要と原因（推定）】

煙火玉に黒玉が発生し、約115m離れた民家の玄関軒先の瓦へ落下（保安距離65m）。瓦を破損後、近くの雑木林に落下し、着火・燃烧した。落下場所付近の観客が2名、発生した火の粉により受傷した。

黒玉の発生は製造不良、保安距離以上に飛翔したのは、発射薬の偏りによるものと考えられる。

【被害状況】

軽傷者 2名

3 煙火消費による事故について

(3) 事故事例

④平成18年8月26日（長野県）

【事故の概要と原因（推定）】

花火大会の打揚げ作業中に、15発の煙火玉のうち1発が打ち上がらないため、作業員が不発煙火の確認をしていたところ、打ち揚がった煙火玉（5号玉：直径約15cm）が頭部に直撃し、その場で死亡した。

【被害状況】

死者 1名